



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県法規集掲載事項)

- 規則
 - *7 和歌山下津港海洋性廃棄物焼却施設管理規則を廃止する規則 (管理整備課)
- 告示
 - 251 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)
 - 252 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
 - 253 " (")
 - 254 " (")
 - 255 " (")
 - 256 " (")
 - 257 " (")
 - 258 電子計算処理用の入力データの作成業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報システム課)
 - 259 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿社会推進課)
 - 260 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")
 - 261 " (")
 - 262 肥料取締法による肥料の登録事項の更新 (果樹園芸課)
 - 263 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)
 - 264 道路の区域変更 (道路保全課)
 - 265 新道路の供用開始等 (")
 - 266 道路の区域変更 (")
 - 267 新道路の供用開始等 (")
 - 268 道路の区域変更 (")
 - 269 新道路の供用開始等 (")
 - 270 道路の区域変更 (")
 - 271 新道路の供用開始等 (")
 - 272 道路の区域変更 (")
 - 273 新道路の供用開始等 (")
 - 274 道路の区域変更 (")
 - 275 新道路の供用開始等 (")
 - 276 平成19年度南紀白浜空港警備業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (振興課)
- 人事委員会告示
 - 4 平成19年度和歌山県警察官A採用試験の実施

○ 公告

- 入札公告 (管財課)
- " (情報システム課)
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 開発行為の工事の完了 (")
- 入札公告 (振興課)

規 則

和歌山県規則第7号

和歌山下津港海洋性廃棄物焼却施設管理規則を廃止する規則を次のように定める。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山下津港海洋性廃棄物焼却施設管理規則を廃止する規則

和歌山下津港海洋性廃棄物焼却施設管理規則(平成6年和歌山県規則第27号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第251号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 特約業者の氏名又は名称
西嶋正治
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
有田郡広川町井関674-1
- 3 特約業者の指定取消しの年月日
平成19年1月31日

和歌山県告示第252号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成17年5月16日から平成19年1月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬の一部地区
- 5 認証年月日
平成19年2月26日

和歌山県告示第253号

和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡広川町
- 2 調査を行った時期
平成17年4月15日から平成19年1月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区
- 5 認証年月日
平成19年2月26日

和歌山県告示第254号

和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡広川町
- 2 調査を行った時期
平成17年4月15日から平成19年1月10日まで

- 3 成果の名称
和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区
- 5 認証年月日
平成19年2月26日

和歌山県告示第255号

和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
平成17年4月21日から平成18年12月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区
- 5 認証年月日
平成19年2月26日

和歌山県告示第256号

和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
平成17年4月21日から平成18年12月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区
- 5 認証年月日

平成19年2月26日

和歌山県告示第257号

和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡印南町

2 調査を行った時期

平成18年5月10日から平成19年1月25日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区

5 認証年月日

平成19年2月26日

和歌山県告示第258号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、電子計算処理用の入力データの作成業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 業務内容

電子計算処理用の入力データの作成業務委託

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 5の(4)に掲げる名簿に登録されたときの競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

エ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

(2) (1) のア及びウに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成19年3月9日（金）から平成19年3月15日（木）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、4に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成19年3月15日（木）までの間に和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

3 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成19年3月9日（金）から平成19年3月15日（木）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時までの間に4で掲げる場所で受け付ける。

4 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

和歌山市湊通丁北一丁目 和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2404

(ファクシミリ番号073-428-1136)

5 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成19年3月15日（木）現在において、次の要件を満たしている者であって、2の(1)のエに掲げる提案書について、和歌山県の示す仕様を満足するものを提出したものとす。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成16年和歌山県告示第1369号）に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、競争入札参加者名簿の「データ処理」の登録区分に登録されていること。

6 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年3月22日（木）までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成19年3月27日（火）までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成19年3月29日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により

行うものとする。
(5) (2) の書面の提出先は、4 に掲げる場所とする。

より指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、
同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第259号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070105832	株式会社トータルライフサポート	和歌山市西小二里3丁目63番地	小川敬義	ホームヘルプサービス晟虹	和歌山市西小二里3丁目63番地	訪問介護	平成19.3.1 平成25.2.28
3071800118	有限会社さくらの丘	大阪府大阪市北区芝田2丁目1番1号	山口正茂	岩出介護サービスひばり	岩出市岡田695-1	訪問介護	平成19.3.1 平成25.2.28

和歌山県告示第260号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3010112831	医療法人泰伸会	和歌山市称宜970-1	木下泰伸	きのしたクリニック	和歌山市称宜970-1	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成19.2.1 平成25.1.31

和歌山県告示第261号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070105840	有限会社プログレス	和歌山市船所30-4	中江博美	訪問介護ステーションあい楠見	和歌山市楠見中19-7-8	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.3.1 平成25.2.28
3072200722	株式会社山本	田辺市秋津川147-2-2	山本唯志	さくらんぼ訪問介護事業所	田辺市学園16-2	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.3.1 平成25.2.28

3072000387	株式会社大翔	御坊市湯川町富安1875-1	根木江津美	ステーションつくし	御坊市湯川町富安1875-1	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	平成19.3.1 平成25.2.28
3070105824	有限会社すずらん	和歌山市大谷42-4	前原秀雄	楠見第2デイサービスセンターすずらん	和歌山市楠見中295-5	通所介護・介護予防通所介護	平成19.3.1 平成25.2.28
3072300456	中瀬古医療・福祉コンサルティング有限公司	新宮市大橋通4丁目1-9	中瀬古理世子	なかせこデイサービスセンター	新宮市大橋通4丁目1-8	通所介護・介護予防通所介護	平成19.3.1 平成25.2.28
3072300464	誠光堂株式会社	和歌山市築港6丁目9番地の10	谷関良昭	誠光堂株式会社新宮営業所	新宮市緑ヶ丘1丁目9番5号	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成19.3.1 平成25.2.28

和歌山県告示第262号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第1

6条第1項の規定により公告する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第772号	混合有機質肥料	混合有機質肥料321号	窒素全量3.0 りん酸全量2.0 加里全量1.0	公定規格のとおり	清和肥料工業株式会社 大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号	平成22年3月16日
和歌山県第773号	混合有機質肥料	混合有機質肥料331号	窒素全量3.3 りん酸全量3.0 加里全量1.0	公定規格のとおり	清和肥料工業株式会社 大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号	平成22年3月16日

和歌山県告示第263号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第47条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 日時 平成19年3月20日(火)午前10時から
- 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30
水産会館 地階 中会議室
- 被聴聞者
 - 氏名 荒木孝雅
 - 住所 有田市宮崎町430-2
 - 漁業許可 小型機船底びき網漁業
 - 許可番号 ワカ小型第276号
 - 許可船舶 漁船金比羅丸(WK3-20278)

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 道路の種類 一般県道
- 路線名 古座川熊野川線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
新宮市熊野川町西字谷口220番1地先から同市熊野川町西字谷口221番3地先まで	旧	2.90 }	67.00	
同上	新	5.10 }	67.00	
		8.90		

和歌山県告示第264号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

和歌山県告示第265号

平成19年和歌山県告示第264号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年3月9日から供用を開始し、旧道路

は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字 林字東尾134番5地 先から同町大字林 字東尾134番9地先 まで	旧	4.00 } 11.90	177.00	
同上	新	12.40 } 23.10	177.00	

和歌山県告示第267号

平成19年和歌山県告示第266号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 高野天川線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字		4.33		

南字瀧ノ尾264番1 4地内	旧	} 4.88	16.00	
同上	新	6.50 } 9.85	16.00	

和歌山県告示第269号

平成19年和歌山県告示第268号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 山内恋野線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市隅田町山内 字和所250番1地先 から同市隅田町山 内字和所253番5地 先まで	旧	4.10 } 5.80	68.00	
同上	新	4.70 } 9.00	68.00	

和歌山県告示第271号

平成19年和歌山県告示第270号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課

において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 隅田停車場線

区 間	新旧の別	敷地の幅員		延長	備考
		メートル	メートル		
橋本市隅田町芋生字芦原178番1地先から同市隅田町芋生字鳥井戸54番2地先まで	旧	5.80	}	44.08	
		8.40			
同上	新	6.40	}	44.08	
		9.10			

和歌山県告示第273号

平成19年和歌山県告示第272号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 宿九度山線

区 間	新旧の別	敷地の幅員		延長	備考
		メートル	メートル		
伊都郡九度山町大字河根字百谷田914番5地内	旧	4.43	}	70.50	
		6.00			
同上	新	8.15	}	70.50	
		23.60			

和歌山県告示第275号

平成19年和歌山県告示第274号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年4月1日から供用を開始し、旧道路

は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第276号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成19年度南紀白浜空港警備業務委託に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めるとともに、当該資格を審査するために必要な事項を次のように公示する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成19年度南紀白浜空港警備業務

(2) 契約期間

契約日から平成20年3月31日まで

(3) 業務委託期間

平成19年5月1日から平成20年3月31日まで

- 2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成19年3月9日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始がなされていない者であること。

(6) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の認定を受けている者であること。

(7) 和歌山県が定める仕様書に基づき、施設警備業務1級検定合格者1名及び施設警備業務2級検定合格者1名の計2名を常時配置できる者であること。

- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 営業概要書
 - ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
 - エ 印鑑証明書
 - オ 直近2年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)
 - カ 使用印鑑届
 - キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税(個人にあっては、直近1年度分の市町村民税)
 - ク 誓約書
 - ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
 - コ 施設警備業務1級・2級検定合格者及び配置予定者名簿
 - サ 同種又は類似施設の警備受託実績
 - シ 組織概要書
- (2) (1)のイからクまでに掲げる申請書類については、平成19年3月9日(金)時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者に対しては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1)のア、イ、カ及びクからサまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成19年3月9日(金)から平成19年3月16日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成19年3月26日(月)までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 4 資格審査説明会の場所及び日時
- (1) 場所

- 和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地
南紀白浜空港ターミナルビル1階 スカイルーム
- (2) 日時
平成19年3月16日(金)午後2時から
- 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
平成19年3月16日(金)から平成19年3月26日(月)までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に6に掲げる場所で受け付ける。
なお、資格審査申請書類は持参により提出するものとする。
- 6 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所
和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地
南紀白浜空港2階
郵便番号 649-2211
電話番号 0739-42-2348(直通)
ファクシミリ番号 0739-42-3251
- 7 申請書類に使用する言語
申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 8 資格審査の結果の通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成19年3月30日(金)までに郵送により送付する。
- 9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成19年4月5日(木)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明については、平成19年4月9日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第4号

平成19年度和歌山県警察官A採用試験を次の要綱により実施する。

平成19年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

平成19年度和歌山県警察官A採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分		採用予定人員	職務内容	採用予定時期
警察官A男性	一般	100人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持	原則として、平成20年4月以降であるが、既卒者については、平成19年9月に採用される場合がある。
	武道(柔道)	1人程度	上記の職務に加え職員に対して武道指導を行う。	
	武道(剣道)	1人程度		
警察官A女性	一般	5人程度	男性一般と同じ。	

※ 採用予定人員は、退職者の状況等により変更になる場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

(1) 日本国籍を有しない人

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する人(準禁治産者を含む。)

試験区分	学歴・資格等	年齢及び性別
警察官A男性	ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成20年3月末日までに卒業見込みの人 イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男性
	男性一般の受験資格を有し、柔道の段位が3段以上の人で全日本柔道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場したもの(平成20年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。)	
	男性一般の受験資格を有し、剣道の段位が3段以上の人で全日本剣道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場したもの(平成20年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。)	
警察官A女性	一般	男性一般と同じ。 昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた女性

※ 男性武道の段位については、柔道は財団法人講道館から、剣道は財団法人全日本剣道連盟から授与されたものに限る。

※ 男性武道については、資格等が受験資格に該当するか否かが明らかでない場合は、人事委員会事務局又は警察本部警務課に問い合わせること。また、受験資格に定める資格等を平成20年3月末日までに取得できなかった場合、採用資格を失う。

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日時	試験地	合格発表
第1次試験	平成19年5月13日(日)午前9時	和歌山市田辺市	平成19年5月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	平成19年6月中旬	和歌山市	平成19年7月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第3次試験	平成19年7月中旬	和歌山市	平成19年8月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

※ 男性武道の第1次試験会場は、和歌山市に限る。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験の方法	配点	内 容
教 養 試 験 (択一式2時間)	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験(50問)
実 技 試 験	500点	柔道又は剣道についての実技試験
身 体 検 査		職務遂行上必要な身体を有するか否かについての検査

- ※ 実技試験は男性武道(柔道)及び男性武道(剣道)の受験者のみ実施する。
- ※ 男性武道(柔道)の受験者は、講道館柔道審判規則に定められている柔道衣を持参すること。
- ※ 男性武道(剣道)の受験者は、全日本剣道連盟剣道試合及び審判規則に定められている剣道衣、竹刀及び剣道具を持参すること。
- ※ 教養試験の内容は、大学卒業程度で行う。

(2) 第2次試験

試験の方法	配点	内 容
教 養 試 験 (記述式20分)	750点	国語の基礎力についての漢字書き取り等による筆記試験(25問)
面 接 試 験		人物、能力、性格等についての個別面接
体 力 検 査		職務遂行上必要な体力を有するか否かについての検査(立幅跳び、上体起こし、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走、往復持久走)
論 文 試 験 (1時間30分)	※	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験
適 性 検 査		職務遂行上必要な素質及び適性についての検査
身 体 精 密 検 査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査(胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無、聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。)

- ※印の論文試験については、第3次試験として評定する。
- また、別途作成する本試験案内に平成18年度の論文テーマを掲載する。

(3) 第3次試験

試験の方法	配点	内 容
面 接 試 験	※1,300点	人物、能力、性格等についての個別面接

- ※印の配点については、第2次試験で実施する論文試験の評定を含む。

(第1次試験及び第2次試験における身体検査・身体精密検査の基準)

検査項目	検 査 基 準	
	警察官A男性	警察官A女性
身 長	おおむね160cm以上	おおむね153cm以上
胸 囲	おおむね78cm以上	—
体 重	おおむね47kg以上	おおむね43kg以上
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
色 覚	正常であること	
そ の 他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

- 和歌山県人事委員会事務局
- 和歌山県パスポートセンター
- 和歌山県警察本部警務課
- 県内各警察署
- 和歌山県東京事務所
- 和歌山県名古屋観光センター

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

- 申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。
- また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

- ア 郵送

所定の申込用紙(申込書及び受験票)に必要事項を記入し、顔写真をはって、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「警察官A受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便又は配達記録郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページから電子申請画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成19年4月2日(月)から受付を開始し、平成19年4月13日(金)までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成19年3月26日(月)午前10時から平成19年4月6日(金)午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、電子申請システム内に別途審査結果通知を掲載するので、その指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、また、写真票に顔写真をはること。試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。なお、試験当日、写真票に顔写真がはられていない場合は受験できないものとする。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登録

され、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登録された人でも採用されない場合がある。また、大学を卒業する見込みで受験した人は、平成20年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。

採用は、平成20年4月以降になる予定であるが、既卒者については、平成19年9月に採用される場合がある。

(2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、6か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料月額はおおむね195,000円で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

このほか、警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参のうえ、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の翌日から1月間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)
第2次試験	第2次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験、第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

10 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員

会事務局又は和歌山県警察本部警務課にすること。

公 告

入 札 公 告

和歌山県庁構内樹木管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務年度及び業務番号

平成19年度 管委 第4号

(2) 業務名

和歌山県庁構内樹木管理業務

(3) 業務の内容

構内樹木管理業務仕様書のとおり。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(被補助者又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは除く。)又は破産者で復権を得ないもの

イ 次の(ア)から(オ)までに該当する事実があった後、2年を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ウ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(エ) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

(オ) 上記(ア)から(エ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者で、これらの開始が決定されていないもの

オ (2)の入札参加資格の申請に係る一般競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類中重要な事項につ

いて虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

カ 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による許可を受けた営業所を県内に有していないもの

(2) 平成16年和歌山県告示第1339号(平成17年4月1日から平成18年5月31日までにおいて和歌山県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等)、平成17年和歌山県告示第1591号(和歌山県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等)及び平成17年和歌山県告示第1592号(和歌山県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等)により入札参加資格の申請を行い、(1)に掲げる者に該当しない者として造園工事に係る競争入札の資格を有すると認められている和歌山市内に本店又は支店若しくは営業所を有するもの

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 4階中会議室

(2) 日時

平成19年3月23日(金)午後3時30分から

4 入札説明書の交付並びに説明会の場所及び日時

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 日時

3の(2)に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 4階中会議室

イ 入札日時

平成19年3月30日(金)午前10時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、2の(2)に掲げる資格要件を証する書面を持参するものとする。

6 入札方法

落札者決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の

端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

- (1) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

11 落札決定の効力

この入札による落札決定の効力は、入札の対象となる

業務に係る予算が平成19年2月県議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより生じるものとする。

12 その他

入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局管財課

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2213・2214

入札公告

電子計算処理用の入力データの作成業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び事業番号
平成19年度コ運第1号
 - (2) 業務内容
電子計算処理用の入力データの作成業務
 - (3) 業務委託の内容
入札説明書による。
 - (4) 業務履行の場所
和歌山市湊通丁北一丁目 和歌山県庁南別館内
和歌山県企画部 I T推進局情報システム課
 - (5) 履行期間
平成19年4月2日から平成20年3月31日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成19年和歌山県告示第258号に規定する電子計算用の入力データの作成業務委託の一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目 和歌山県庁南別館内
和歌山県企画部 I T推進局情報システム課
- (2) 日時
平成19年3月9日(金)から平成19年3月15日(木)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

- (1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。
ア 場所
3の(1)と同じ。
イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、平成19年3月15日(木)までの間に和歌山県企画部IT推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

3の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成19年4月2日(月)午後1時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成19年4月2日午前9時30分までに和歌山県企画部IT推進局情報システム課へ必着するように行わなければならない。

6 入札方法

(1) 入札金額は、別に定める単価(以下「レコード単価」という。)においてすること。

(2) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もるレコード単価の入札金額に190,000を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の額を加えた額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、その者の見積もるレコード単価の入札金額に190,000を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の額を加えた額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部IT推進局情報システム課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部IT推進局情報システム課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していないものは、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部IT推進局情報システム課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目 和歌山県庁南別館

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2404

(ファクシミリ番号073-428-1136)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この入札は、平成19年2月和歌山県議会において、平成19年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更するものとする。

都市計画の図書の写しの縦覧公告

有田川町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

吉備都市計画下水道(有田川町公共下水道)

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	海南市野上中宇四ツ辻90-2、92-1、92-3、93-1、94-2、101-1、102-1
許可を受けた者の住所及び氏名	新瀨市清水4501番地1 株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎

入 札 公 告

平成19年度南紀白浜空港警備業務委託について、次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 入札に付する事項

(1) 事業年度及び役務番号

平成19年度空港委託第2-4号

(2) 調達役務の名称

南紀白浜空港警備業務

(3) 調達役務の仕様等

仕様書による。

(4) 調達役務の場所

和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所が指定する場所

(5) 契約期間

契約日から平成20年3月31日まで

(6) 業務委託期間

平成19年5月1日から平成20年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第276号に規定する平成19年度南紀白浜空港警備業務委託の入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地

南紀白浜空港内

和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所

(2) 期間

平成19年3月9日(金)から平成19年3月16日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 仕様書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する仕様書等に対して質問がある者は、6に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年3月26日(月)午後5時までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成19年3月26日(月)午後5時までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

6 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地
南紀白浜空港ターミナルビル1階 スカイルーム

(2) 日時

平成19年3月16日(金)午後2時から

7 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地
南紀白浜空港ターミナルビル1階 スカイルーム

イ 入札日時

平成19年4月13日(金)午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成19年4月13日(金)正午までに和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所へ必着するように行わなければならない。

8 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

10 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自

治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

12 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、7の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

13 契約書の要否

要

14 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所

イ 所在地

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地

南紀白浜空港内

郵便番号 649-2211

電話番号 0739-42-2348 (直通)

ファクシミリ番号 0739-42-3251

(2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。